

滋賀県看護職員修学資金の 手引き

【令和5年度以前にはじめて貸与を受けた方対象】

＜第2版（令和7年2月20日改訂）＞

目次

滋賀県看護職員修学資金の概要

滋賀県看護職員修学資金とは	3
貸与対象者	3
貸与月額	3
貸与期間	3
貸付金の利子	3
交付方法	3
連帯保証人	3
貸与契約の解除事由.....	4
貸与の停止	4
修学資金の返還.....	4
返還の猶予	4
返還の免除	5
延滞金	5

学校養成所に在学している間の手続き

貸与手続きの流れ.....	7
事前エントリー	7
貸与申請	7
貸与審査・貸与決定	7
修学資金の貸与.....	7
留意事項	8
在学中のその他の手続き.....	10
借用証書の提出	11

学校養成所を卒業した後の手続き

学校養成所を卒業した後の返還・免除までの手続きの流れ	13
学校養成所卒業した直後の手続き	14
免除対象施設(特定施設)に就業している場合・返還猶予を受ける(受けている) 場合の手続	15
返還免除(全額免除)申請手続き	16
一部免除・一部返還申請手続き	18
返還手続き	20
学校養成所を卒業した後のその他の手続き	23
留意事項(連帯保証人あて文書送付について)	24
免除対象施設(特定施設)とは	24
よくある質問	
修学資金制度概要	26
学校養成所に在学している間の手続き	28
事前エントリー・貸与申請	28
貸与審査・貸与決定	29
借用証書	29
留意事項	30
学校養成所を卒業した後の手続き	31
学校養成所を卒業した後の手続き	31
返還猶予を受けている間の手続き	31
返還免除(全額免除)申請手続き	32
一部免除・一部返還申請手続き	33
返還手続き	33
免除対象施設	35

滋賀県看護職員修学資金の概要

滋賀県看護職員修学資金とは

滋賀県看護職員修学資金は、現在、看護職員を養成する学校養成所等に在学し、卒業後に滋賀県内の免除対象施設で働きたいと考えている方に対して、滋賀県が修学に必要な資金を貸与する制度です。

修学資金の貸与を受けた方は、一定期間(5年間)、県内の免除対象施設で働くなど、免除条件をすべて満たすことで、貸付金の返還の免除を受けることができます。

貸与対象者

以下の要件を満たす方です

- 現在、看護職員を養成する学校養成所等に在学している。
- 学校養成所等を卒業した後、滋賀県内の免除対象施設で働く意思がある。
※看護職員として働く場合に限ります。事務スタッフや養護教諭など、別の職種で採用され、就業することはこの制度上認められません。

貸与月額

課程	設置主体	
	公立・公的	私立
保健師・助産師・看護師	年額 384,000円 (月額 32,000円)	年額 432,000円 (月額 36,000円)
准看護師	年額 180,000円 (月額 15,000円)	年額 252,000円 (月額 21,000円)

貸与期間

看護職員を養成する学校養成所等に在学する期間

※ただし、各学校養成所における「正規の修業年限」を限度とします。

※貸与申請は、毎年行う必要があります。

貸付金の利子

無利子

※ただし、修学資金の返還が生じた際に、納期限を超過し返還金を納付した場合は、延滞金が発生します。

交付方法

年1回、年額分をまとめて金融機関の口座に振り込みます。

連帯保証人

2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、以下の条件を満たしている必要があります。

- 一定の職業を有し、独立した生計を営む成年者であること
- 連帯保証人2名が別の住所であること
- 修学生が未成年(18歳未満)の場合は連帯保証人のうち1名は、親権者(法定代理人)とすること

※連帯保証人は、原則として主債務者(=修学生)と同じ債務を負担することとなります。

貸与契約の解除事由

修学生が、以下の事由に該当する場合、修学資金の貸与契約が解除されます。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

※貸与契約が解除されると、修学資金の返還が必要となります。

※学校養成所を退学した場合など、年度途中に貸与契約解除事由が発生した場合の留意事項は P8 参照。

貸与の停止

修学生が休学または停学の処分を受けた場合、休学ならびに停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとします。ただし、上記期間分の修学資金をすでに貸与している場合は、修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなします。

修学資金の返還

修学生であった者は、以下の事由に該当する場合、学校養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算し、貸与を受けた期間に相当する期間内に一括払いまたは最長半年賦の均等払いのいずれかの方法により修学資金を返還しなければいけません。

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき
- 学校養成所を卒業した日から1年を経過する日までに、養成課程の目的とする看護職員の免許を取得しなかったとき
- 返還免除を受ける前に業務外の理由により、死亡したとき
- 免除対象施設で業務に従事しなくなったとき

返還の猶予

修学生であった者は、以下の事由に該当し、その事由が継続する期間、修学資金の返還の猶予を受けることができます。

- 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き同じ学校養成所に在学しているとき
- 学校養成所を卒業した後、他の看護学校養成所や大学院の看護を専攻とする修士課程や博士課程に在学しているとき
- 上記のほか、災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない理由により、業務に従事できないとき

返還の免除

修学生であった者が以下の事由に該当する場合、修学資金の返還を免除します。

- 修学生であった者が、学校養成所を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、免除対象施設にて引き続き5年間(※1)、業務に従事したとき
- 免除対象施設で業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

また、以下の事由に該当する場合は、県が認めた場合に限り、返還の全部または一部(※2)を免除します。

- 修学生であった者が、学校養成所を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、免除対象施設にて修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間、業務に従事したとき
- 死亡または心身の故障により修学資金を返還することができなくなったとき(※3)
- その他、知事が特別の理由があると認めたとき(※3)

(※1)返還免除を受ける見込みがあると認められ、返還の猶予を受けている場合のみ就業期間に算入されます。他の事由により返還猶予を受けている期間は、この就業期間には含まれません

(※2)一部免除にかかる計算は、P18を参照。

(※3)これらの事由に該当する場合は、本人や連帯保証人から必要な書類などの提出を受けて、県が返還免除かどうかを判断します。必ずしも返還免除となるわけではないので、ご承知おきください。

延滞金

正当な理由なく修学資金を納期限までに返還しなかった場合には、納期限の翌日から返還金を納付した日までの日数に応じて、返還すべき金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払う必要があります。

※延滞金の算出方法については、P22を参照。

学校養成所に在学している間の 手続き

貸与手続きの流れ

事前エントリー

貸与申請

貸与決定

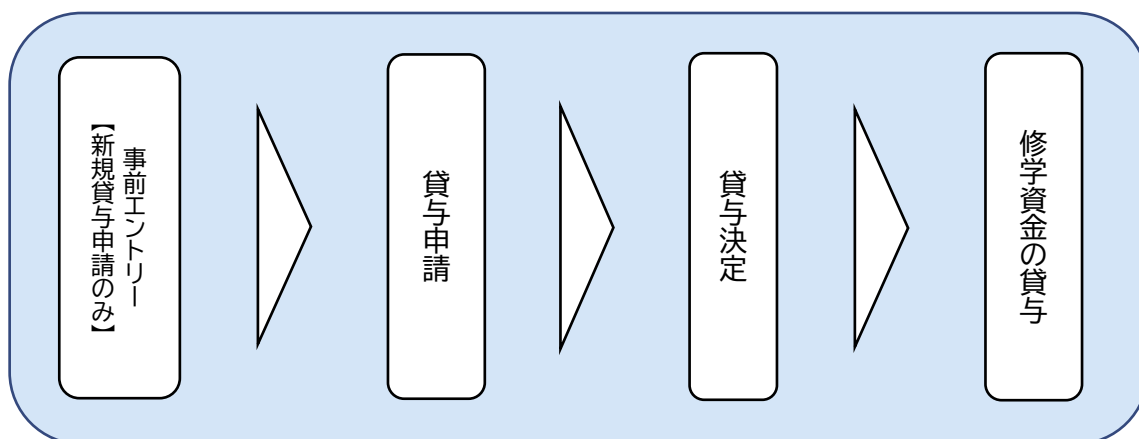
修学資金の貸与

留意事項

在学中のその他の手続き

借用証書の提出

貸与手続の流れ



事前エントリー【新規貸与申請時のみ必要】

修学資金の貸与を受けるためには、まず貸与書類の提出等に先立ち、事前エントリーを行う必要があります。

事前申請は、書類を提出する手続きではなく、しがネット受付サービスのフォームに必要事項を入力する手続きです。

事前エントリーに必要な書類は以下のとおりです。

	必要書類	備考
1	修学生本人の住民票記載事項証明書	発行後3か月以内のもの

貸与申請

県から修学生に貸与申請のために必要な書類をお送りします。

必要書類に記入・押印をした後に、学校養成所に必要書類を提出してください。

貸与申請に必要な書類は以下のとおりです。

	必要書類	備考
1	滋賀県看護職員修学資金貸与申請書	本人および連帯保証人の自著＋押印（連帯保証人は実印の押印）が必要
2	連帯保証人2名の印鑑登録証明書	発行後3か月以内のもの
3	修学生本人の住民票記載事項証明書	発行後3か月以内のもの

貸与決定

貸与申請書類一式を県で受付し、申請内容の確認を行い、貸与決定します。

修学生には、貸与決定通知書を送付します。

修学資金の貸与

貸与決定後、1年分の貸与額をまとめて修学生本人の口座へ振り込みます。

※口座振替依頼書などに記載されている振込先口座の内容に不備があった場合には、修学資金の貸与が事前に連絡している振込予定日から遅れる場合があります。

※振込先口座は原則変更することはできません。

留意事項

●修学資金は、各学校養成所に在学している間貸与を受けることができますが、毎年貸与申請を行う必要があります。必要書類は毎年の貸与申請ごとに新たに準備する必要がありますので、注意してください。

●連帯保証人は、原則新規貸与申請時に立てた2名を、継続貸与申請の際にも連帯保証人としてください。(申請のたびに連帯保証人が変わることは認めません。)

●貸与申請に必要な書類が、前年と変更されている場合もあります。必ず申請する年の必要書類を確認のうえ、準備を進めてください。(わからない点があれば、お問い合わせください。)

●募集の案内は、原則各学校養成所を通じて実施します。

●貸与申請は期限厳守です。(期限超過した申請は、基本的には受付しません)必要書類のなかには、公的機関が発行するものも含まれますので、計画的に準備を進めてください。

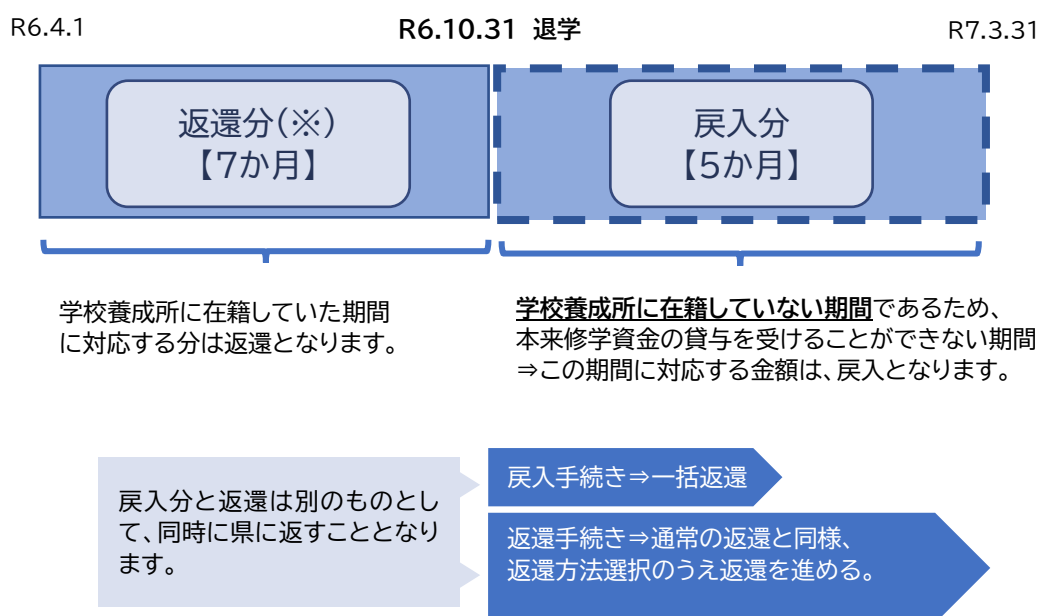
※連帯保証人が遠方にいる場合など、書類の準備に時間を要する場合においても、期限に余裕をもって準備を進めるなど、提出期限に間に合うように段取りしてください。

●貸与契約解除事由に該当する場合、貸与契約は解除され、場合によっては修学資金の返還が必要となります。

＜貸与契約解除事由＞

- ・学校養成所を退学したとき
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき
- ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

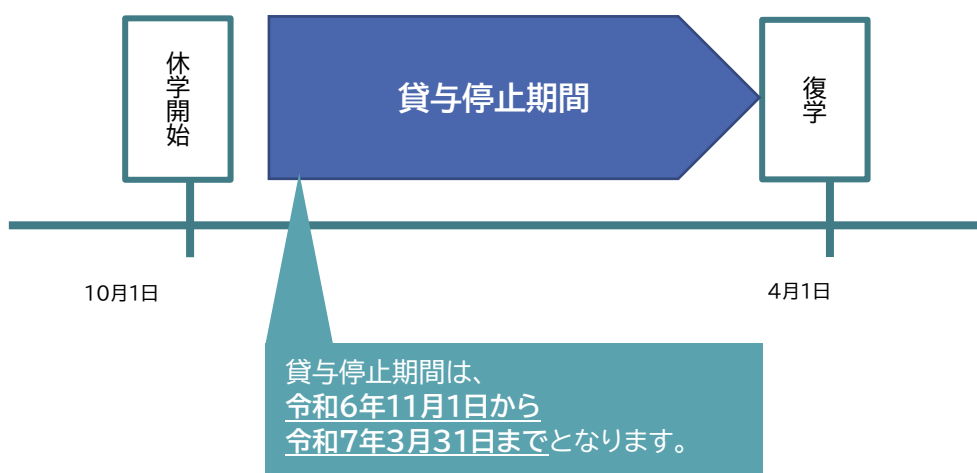
●学校養成所を退学した場合など、年度途中で貸与契約解除事由が発生した場合、以下のよう、修学資金を返還することとします。



学校養成所に在学している間に、休学または停学処分、留年となった場合

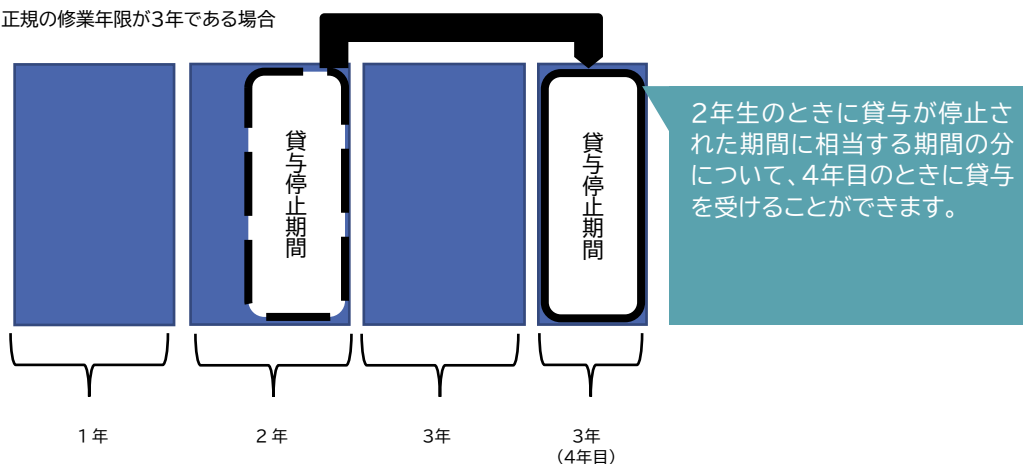
●休学または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学する日の属する月の分まで、修学資金の貸与を受けることができなくなります。(＝貸与の停止)

※すでに貸与決定を受けている場合は、上記の貸与停止期間分、貸与決定額を減額することとなります。

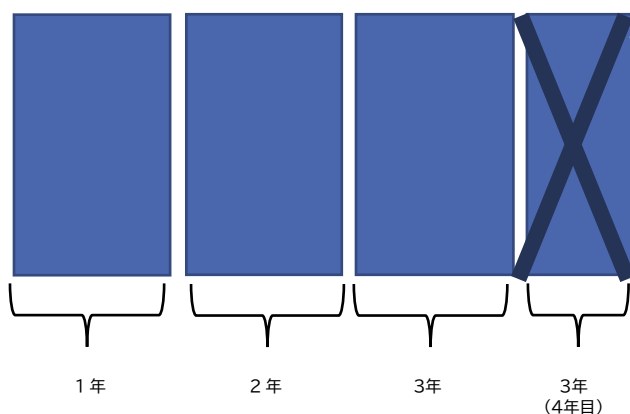


●休学または停学の処分を受ける、留年することとなった場合でも、次年度は年額分の貸与を受けることは可能です。(ただし、貸与期間の合計が正規の修業年限を超えない範囲に限ります)

※正規の修業年限が3年である場合



※正規の修業年限が3年である場合



在学中のその他の手続き

●次に該当する場合、貸与の手続きとは別に滋賀県に異動届の提出が必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

・修学生または連帯保証人の氏名ならびに住所を変更したとき
修学生または連帯保証人の氏名ならびに住所の変更があった場合は、「看護職員修学資金異動届(氏名・住所等変更届)」および住民票記載事項証明書を提出してください。
※氏名の変更があった場合は、金融機関の振込先口座の名義変更も必要です。場合によっては、修学資金の振込ができなくなりますので、ご注意ください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(氏名・住所等変更届)	
2	住民票記載事項証明書	氏名・住所変更の場合のみ

・学校養成所を休学・復学・退学したとき
＜休学・停学となった場合＞
・学校養成所を休学・停学となった場合は、「看護職員修学資金異動届(休学・停学その他の処分用)」を学校養成所あてに提出してください。(学校養成所において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(休学・停学その他の処分用)	

＜復学した場合＞
・学校養成所を休学・停学となった後、復学した場合は、「看護職員修学資金異動届(復学用)」を学校養成所あてに提出してください。(学校養成所において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(復学用)	

＜退学する場合＞
・学校養成所を退学する場合は、「看護職員修学資金異動届(退学用)」を学校養成所あてに提出してください。(学校養成所において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(退学用)	

・連帯保証人を変更する場合(新たに連帯保証人を立てる場合)
連帯保証人を変更する場合は、「看護職員修学資金異動届(連帯保証人変更届出用)」および新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(連帯保証人変更届出用)	
2	印鑑登録証明書	新たに連帯保証人となる方

借用証書の提出

学校養成所を卒業または退学するときには、借用証書に必要事項を記入のうえ提出する必要があります。

借用証書は、修学生が県から修学資金の貸与を受けたことを証明する大切な書類です。記載に不備があった場合には、訂正対応が必要となりますので、記入例や注意事項を確認のうえ、間違いがないように記入してください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金借用証書	本人および連帯保証人の自著＋押印(連帯保証人は実印の押印)が必要
2	連帯保証人2名の印鑑登録証明書	発行後3か月以内のもの

学校養成所を卒業した後の手続き

返還・免除までの手続きの流れ

学校養成所を卒業した直後の手続き

返還猶予を受けている間の手続き

返還免除（全額免除）申請手続き

一部免除・一部返還申請手続き

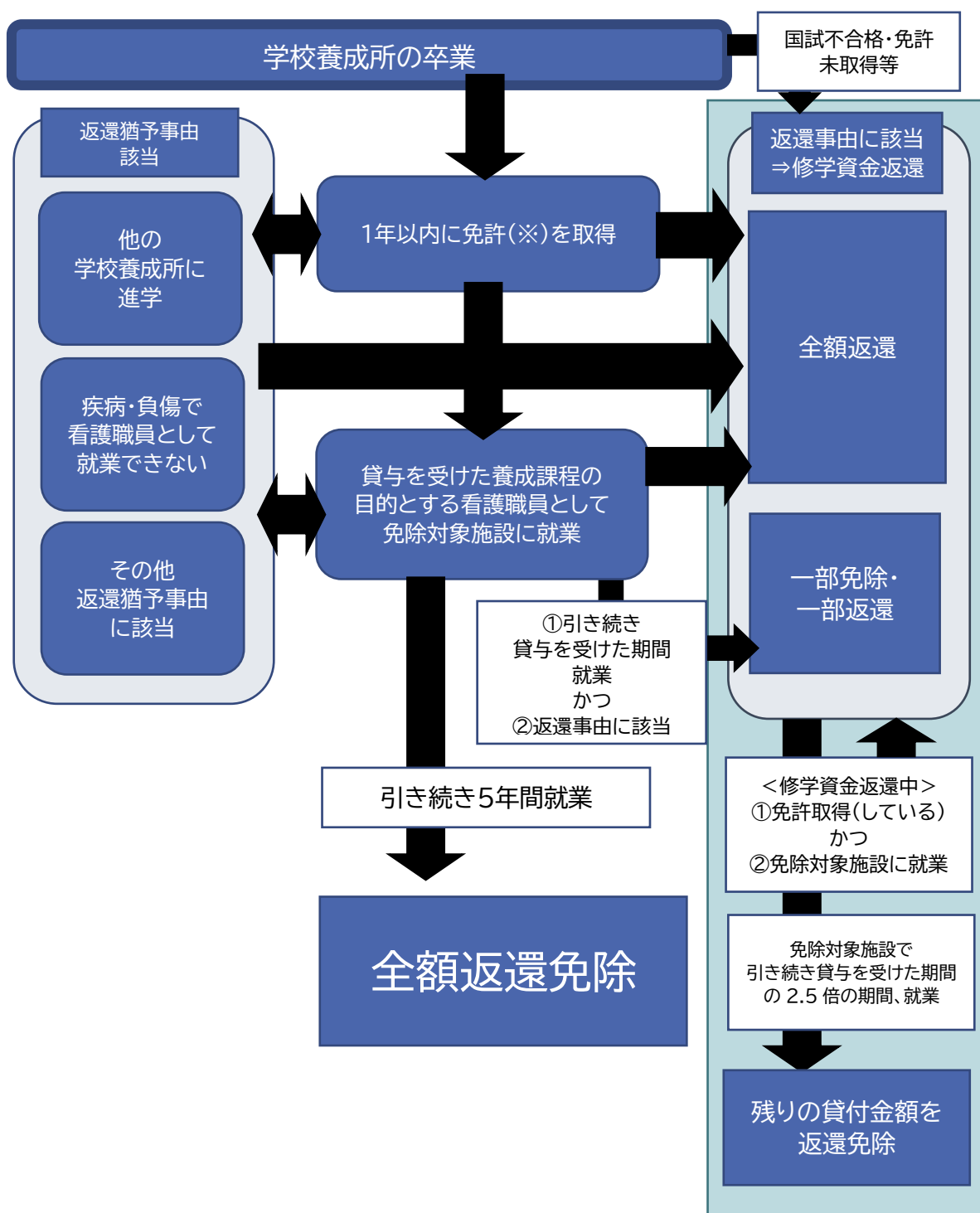
返還手続き

学校養成所を卒業した後のその他の手続き

留意事項（連帯保証人あて文書送付について）

免除対象施設一覧

学校養成所卒業から返還・免除までの手続きの流れ



(※)看護師課程の学校養成所で修学資金の貸与を受けた場合には、看護師免許、助産師課程の学校養成所で修学資金の貸与を受けた場合は、助産師免許、のように修学資金の貸与を受けたときに在学している学校養成所の課程に対応する免許を取得してください。

※看護師課程の学校養成所で修学資金の貸与を受けていた場合、准看護師免許を取得しても、この制度では、「免許を取得」したことはありません。

学校養成所を卒業した直後の手続き

被貸与者が学校の卒業した後、以下のパターンのうち該当するものについて、各自手続きを行ってください。

パターン	提出書類
①国家試験に合格し、免除対象施設(特定施設)で、看護職員として就業(※)した場合	①就業証明書 ②免許証または登録済み証明書の写し (修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの)
②他の看護職員を養成する学校養成所、または大学院のうち看護を専攻とする修士課程もしくは博士課程に在学している場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 (進学した学校養成所または大学院のもの) ③免許証または登録済み証明書の写し (修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの)
③返還事由に該当する場合(免除対象施設に就業しなかったなど)、修学資金を返還したい場合	①返還計画書 ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書

(※) 週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。

免除対象施設（特定施設）に就業している場合・ 返還猶予を受ける（受けている）場合の手続き

免除対象施設（特定施設）に就業している場合

<現況報告>

修学資金の返還が必要な事由が発生していないかどうか県が確認をするために、定期的に現況の報告をお願いしております。

（現況報告にて返還が必要な事由を確認した場合は、返還手続きを進める必要があります。）

報告方法

しがネット受付サービスにて報告してください。

※電子フォーム等に免除対象施設（特定施設）が作成される就業証明書の写真を添付していただきます。（そのため、しがネット受付サービスにより報告を行う前に就業証明書を準備する必要があります。）

※就業証明書や在学証明書はそれぞれ就業先や在籍している学校養成所に発行を依頼する必要があります、時間を要する場合がありますので、計画的に準備を進めてください。

返還猶予を受ける（受けている）場合

<返還猶予申請>

以下の返還猶予事由のうち該当する場合、返還猶予申請手続きを行うことで、返還猶予を受けることができます。

返還猶予を受けている間は、修学資金の返還は必要ありませんが、猶予期間を終了した時点で返還事由が発生している場合、返還することとなりますので、引き続き以下の事由に該当する場合は必ず更新申請を行ってください。

猶予事由	提出書類
①他の看護職員を養成する学校養成所、または大学院のうち看護を専攻とする修士課程もしくは博士課程に在学している場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 （進学した学校養成所または大学院のもの） ③連帯保証人2名の印鑑登録証明書
②疾病や負傷等のやむを得ない理由により、看護職員の業務に従事できないとき	①返還猶予申請書 ②医師の診断書など ③連帯保証人2名の印鑑登録証明書
③返還事由発生後、返還期間中に資格試験に合格し、直ちに免除対象施設（特定施設）で業務を開始したときや、再び免除対象施設（特定施設）において業務を開始（※）したとき	①返還猶予申請書 ②就業証明書 ③免許証または登録済み証明書の写し （修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの） ④連帯保証人2名の印鑑登録証明書

（※）週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。

返還免除（全額免除）申請手続き

修学資金は、学校養成所の卒業後、看護職員の免許を取得し、免除対象施設(特定施設)に5年間、看護職員として働くことなどの一定の条件を満たすことで、貸付金の返還を免除されます。



※返還免除決定通知書は本人および連帯保証人あてに送付します。(連帯保証人には、免除決定通知書の写しを送付します。)

返還免除条件	提出書類
学校養成所を卒業した日から1年を経過する日までに、看護職員の免許を取得し、免除対象施設(特定施設)に就業した後、引き続き5年間、業務に従事すること	①返還免除申請書 ②就業証明書 ③看護職員の免許証のコピー (貸与を受けていたときの養成課程のもの)



就業期間が連続しない(=空白の期間がある)場合、**修学資金の返還が必要。**

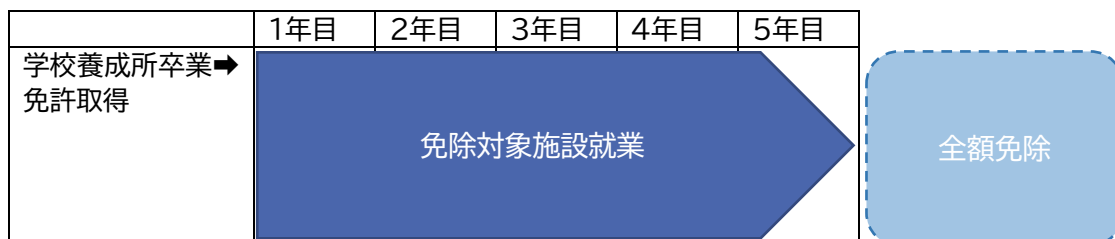
●上の図のように無就業期間が生じる場合、返還事由に該当しますので、修学資金を返還する必要があります。

●修学資金を返還中に、再び免除対象施設(特定施設)に就業した場合は、その時点で返還することが確定されている金額を除いた、残りの修学資金返還金の返還猶予を受けることができます。
⇒返還猶予を受けている期間(=免除対象施設(特定施設)に就業している期間)が貸与を受けた期間の2.5倍の期間以上となれば、残りの修学資金の返還免除を受けることができます。

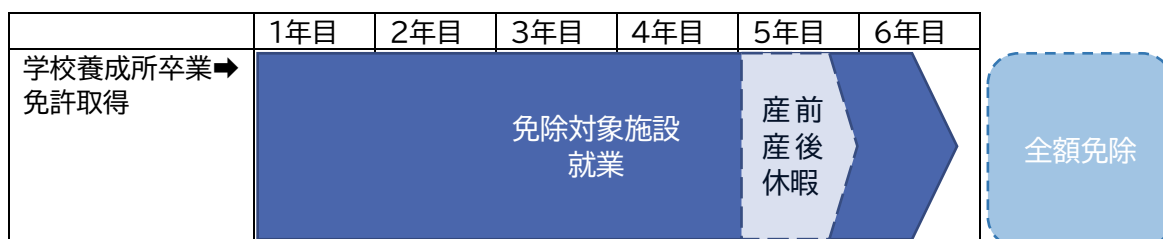
●返還の免除のために必要な5年間には、免除対象施設(特定施設)に在籍している期間に取得した産前産後休暇、育児休業、その他の休業期間にかかる返還猶予期間は、算入されません。
→産前産後休暇や育児休業の取得、他の看護職員を養成する学校養成所等に在籍などを理由とした返還猶予を取得した期間に応じて、返還の免除を受けることができる時点は、先延ばしされることとなります。

全額免除の代表例

①免許取得後、ただちに免除対象施設(特定施設)に就業し、5年間就業した場合



②免許取得後、ただちに免除対象施設(特定施設)に就業し、就業先を途中で変更し、5年就業した場合



免除対象施設(特定施設)に在籍中に産前産後休暇等により就業していない期間は、返還免除を受けるための就業期間に算入されません。
※在籍している間は、返還事由には該当しないため、返還の必要はありません。

返還猶予を受けていた期間の分だけ、返還の免除を受けることができる時期は遅れてしまいます。

③免許取得後、他の看護職員を養成する学校養成所等に進学した後、5年間就業した場合



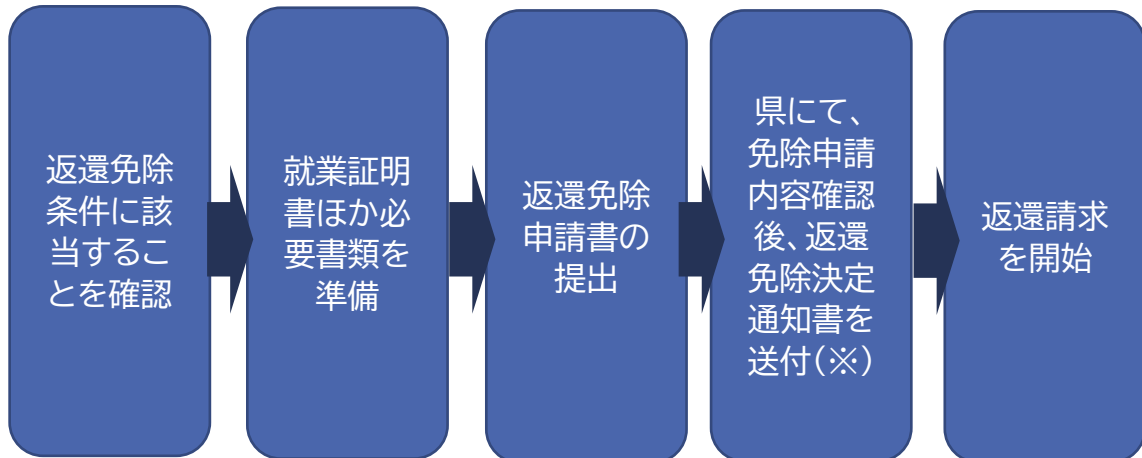
他の学校養成所等に進学し返還猶予を取得していた期間の分、返還の免除を受けることができる時期が遅れることとなります。

一部免除・一部返還申請手続き

修学資金は、貸与を受けた期間以上免除対象施設(特定施設)に就業し、返還することとなった場合、貸付金の返還の一部免除を受けることができます。

※免除対象施設(特定施設)での就業期間が、貸与を受けた期間に満たない場合は、貸付金を全額返還することとなります。

例)2年間、修学資金の貸与を受けた場合、免除対象施設(特定施設)で2年間就業しないと一部免除を受けることができません。



(※)返還免除決定通知書は本人および連帯保証人あてに送付します。(連帯保証人には、免除決定通知書の写しを送付します。)

返還免除条件	提出書類
学校養成所を卒業した日から1年を経過する日までに、看護職員の免許を取得し、免除対象施設(特定施設)に就業した後、引き続き貸与相当期間、業務に従事すること	①返還免除申請書 ②就業証明書 ③看護職員の免許証のコピー ※貸与を受けていたときの養成課程のもの <修学資金の返還にかかる書類> ①返還計画書 ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書

【免除額の計算方法】

$$\text{免除額} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{就業期間(月)}}{\text{貸与期間(月)}(\text{※}) \times 2.5}$$

(※)貸与期間が2年未満の場合は、2年として計算します。

$$\text{返還額} = \text{貸付金額} - (\text{上記で算出した免除額})$$

一部免除の代表例

以下の事例については、
貸与期間：3年間(36月)
貸付金額：1,296,000円
とします。

①免除対象施設(特定施設)に3年間(36月)就業し、免除対象施設(特定施設)外に就業 (就業期間＝貸与期間)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
学校養成所卒業→ 免許取得	免除対象施設 就業			一部免除		
				一部返還		

免除対象施設(特定施設)外に就業

【免除額】

$$1,296,000円 \times 36月 \div (36月 \times 5/2) = \underline{518,400円}$$

【返還額】

$$1,296,000円 - 518,400円 = \underline{777,600円}$$

②免除対象施設(特定施設)に2年11月(35月)就業し、免除対象施設(特定施設)を退職 (就業期間＜貸与期間)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
学校養成所卒業→ 免許取得	免除対象施設 就業			全額返還		

免除対象施設(特定施設)を退職

【返還額】

$$\underline{1,296,000円} \quad ※一部免除を受けることができません。$$

返還手続き

修学資金は、学校養成所の卒業の翌月から返還義務が生じます。
以下の返還事由に該当する場合は、修学資金の返還手続きが必要です。

返還事由	提出書類
①学校養成所の卒業年度に実施される修学資金の貸与を受けていた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格しなかったとき(受験しなかった場合を含む)	①返還計画書 ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書 ※免除対象施設(特定施設)に就業している期間が、貸与を受けた期間以上に相当する場合、修学資金の返還の一部免除を受けることができます。 ※該当する場合は、P18に記載の一部免除のために必要な書類もあわせて提出してください。
②資格試験合格後直ちに、修学資金の貸与を受けていた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき	
③免許取得後直ちに、最後に貸与を受けた養成課程の目的とする看護職員(※)として免除対象施設(特定施設)に就業しなかったとき	
④全額免除に必要な期間に達するまでに、免除対象施設(特定施設)において、看護職員としての業務に従事しなくなったとき	

(※)看護師課程の学校養成所で修学資金の貸与を受けた方は、看護師として、助産師課程の学校養成所で修学資金の貸与を受けた方は、助産師として業務に従事する必要があります。(ただし、准看護師課程で修学資金の貸与を受けていた方が、看護師免許を取得し、免除対象施設(特定施設)において看護師として業務に従事することは認められます。)

【返還金額】

返還金額 = 貸付金額 - 返還免除金額

※返還免除(全額免除)・一部免除については、P16～19を参照

【返還期間】

貸与を受けた期間以内(休学等の処分により、貸与停止されていた期間を除く)

【返還方法】

一括払い、または最長半年賦の均等払いのいずれかを選択。

【返還金の納付方法】

以下のいずれかから選択が可能です。

納入通知書

滋賀県が送付する納入通知書を使用し、金融機関等の窓口で納付する方法です。

※納入通知書に示されている「納付方法・納付場所」以外では、納付することができません。

※指定の金融機関以外で納付された場合、別途手数料が発生することがありますので、ご注意ください。

※納入通知書を紛失した場合は再発行することができますので、必ず滋賀県にご連絡ください。(再発行手続きにより納付が期限超過した場合、別途延滞金を支払う必要がありますので、ご注意ください。)

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付する事も可能です。(利用可能なコンビニおよびアプリは以下のとおり)

※1回の返還金額が30万円以上である場合や納期限後の納付、延滞金の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

●利用可能なコンビニ

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア	ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザススペシャルパートナーシップ	ミニストップ	ポプラ
生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店

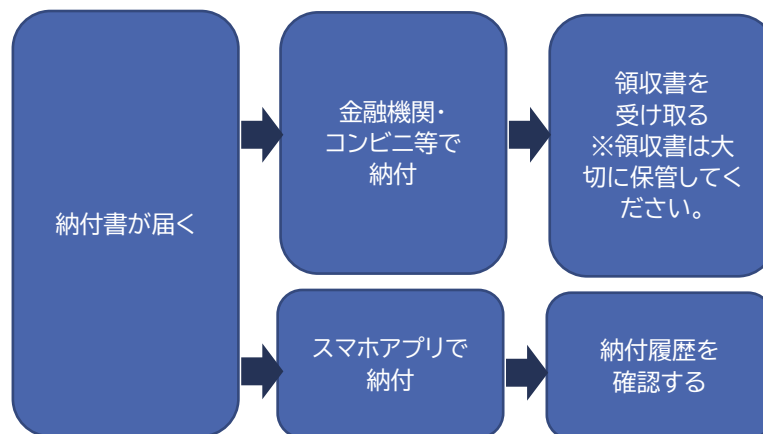
●利用可能なアプリ

Pay B	J-Coin 請求書払い
楽天銀行 コンビニ支払サービス	銀行 Pay(ゆうちょ Pay 等)

※アプリによる納付の場合は、領収書は発行されませんので、ご注意ください。

※収納代理業者は、株式会社電算システムとなります。

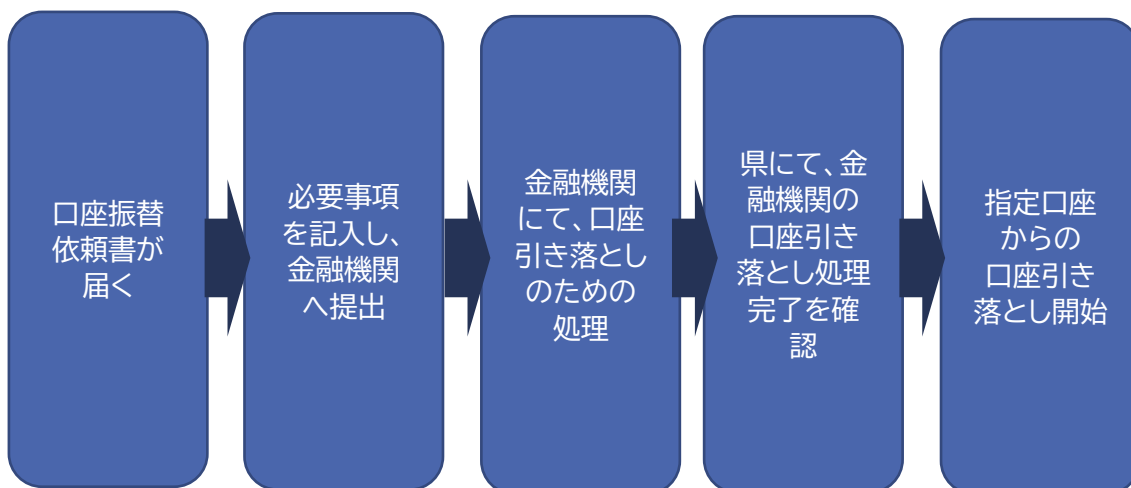
●納付までの流れ



口座引き落とし

金融機関で開設される口座から、選択した返還方法(一括払い、または最長半年賦の均等払いのいずれかの返還方法)の納付時期に、返還金額を自動的に口座から引き落として納付する方法です。

●納付までの流れ



※口座振替依頼書を金融機関に提出し、口座引き落としが実際に開始されるまでには、およそ1～2か月程度かかります。

※口座引き落としが開始されるまでは、県から納入通知書を送付しますので、納入通知書により納付してください。

(納入通知書による納付方法は、P20をご確認ください。)

※口座引き落としは、毎月末日に実施します。(ただし、月末日が金融機関の休業日となる場合は、その前営業日に実施します。) 例) 6月30日(日)の場合 ➡ 6月28日(金)に口座引き落としを実施。

※口座残高が不足し、納付できなかった場合、未納付分は滋賀県から納入通知書を送付し、納付することとなります。また、期限を超過するため、別途延滞金も発生します。口座残高が不足しないようにご注意ください。

修学資金の返還が遅れた場合(延滞金の取扱い)

返還金の納付が期限を超過した場合、年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求します。

延滞金額 = 滋賀県が返還請求している金額 × 期限の超過日数(日) / 365 × 14.5%

※延滞金については、当初の納期限の翌日から納付日まで年14.5%(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。)

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

返還請求金額:1,296,000円

納期限 :令和6年6月30日(日)

納付日 :令和6年7月12日(金)

(超過日数:12日)

$1,296,000 \text{円} \times 12 \text{日} / 365 \times 14.5\% = 6,178 \text{円}$ (小数点第1位以下切捨て)

学校養成所を卒業した後のその他の手続き

●次に該当する場合、滋賀県に届出が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

・修学生または連帯保証人の氏名ならびに住所を変更したとき

修学生または連帯保証人の氏名ならびに住所の変更があった場合は、「看護職員修学資金異動届(氏名・住所等変更届)」および住民票記載事項証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(氏名・住所等変更届)	
2	住民票記載事項証明書	氏名・住所変更の場合のみ

・連帯保証人を変更する場合(新たに連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人を変更する場合は、「看護職員修学資金異動届(連帯保証人変更届出用)」および新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金異動届(連帯保証人変更届出用)	
2	印鑑登録証明書	新たに連帯保証人となる方

・就業先施設または職種を変更した場合

就業先施設または職種を変更した場合は、「看護職員修学資金異動届(就業施設・職種変更届出用)」ほか必要書類を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	変更前の施設の就業証明書	
2	変更後の施設の就業証明書	

(※)週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。

・返還方法を変更する場合

借用証書に記載した返還方法を変更する場合は、「看護職員修学資金返還方法変更願」を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	看護職員修学資金返還方法変更願	

留意事項（連帯保証人あて文書送付について）

滋賀県看護職員修学資金貸与条例および滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則に基づいて、県から修学生および連帯保証人2名に対して、下記のとおり文書を送付しますので、ご承知おきください。

送付文書	送付先
貸与決定通知書	本人のみ
貸与決定変更通知書	本人および連帯保証人2名
貸与契約解除(貸与停止)通知書	本人および連帯保証人2名
返還猶予決定通知書	本人のみ
返還決定通知書	本人のみ
返還方法変更通知書	本人および連帯保証人2名
返還免除決定通知書	本人および連帯保証人2名
完納通知書	本人および連帯保証人2名

免除対象施設（特定施設）とは

滋賀県内に所在する下記の施設が、免除対象施設(特定施設)です。

免除対象施設
①病床数が199床以下の病院 ②精神病床数が全体の病床数の80%以上を占める病院 ③重症心身障害児施設(びわこ学園医療福祉センター野洲、草津のみ) ※障害者施設等は対象ではありません。 ④医療法改正前の特例許可老人病院および条例の規定するその他の老人病院 ⑤診療所 ⑥介護保険法の規定による介護老人保健施設 (※老人ホーム・デイサービス等は対象ではありません) ⑦訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所

※ 200床以上の病院で②～④に該当しないものや、助産所、看護学校等は免除対象施設(特定施設)ではありません。

※ 途中で病床数の変更があった場合でも、就業時点での病床数を基準とします。

免除対象施設(特定施設)一覧

<病院>

圏域	病院名		
大津	琵琶湖病院	滋賀里病院	大津赤十字志賀病院
	山田整形外科病院	琵琶湖養育院病院	ひかり病院
	琵琶湖大橋病院	琵琶湖中央 リハビリテーション病院	打出病院
	瀬田川病院	堅田病院	
湖南	淡海ふれあい病院	南草津病院	近江草津徳洲会病院
	済生会守山市民病院	南草津野村病院	市立野洲病院
	びわこ学園医療福祉 センター野洲	びわこ学園医療福祉 センター草津	湖南病院
	県立精神医療センター		
甲賀	水口病院	甲賀市立信楽中央病院	生田病院
	甲南病院	国立病院機構紫香楽病院	甲西リハビリ病院
東近江	ヴォーリズ記念病院	東近江市立能登川病院	湖東記念病院
	日野記念病院	近江温泉病院	神崎中央病院
	滋賀八幡病院	東近江敬愛病院	青葉病院
湖東	彦根中央病院	友仁山崎病院	
湖北	セフィロト病院	長浜市立湖北病院	
湖西	今津病院	マキノ病院	

<介護老人保健施設>

レーク・ホロニー	守山すみれ苑	BOH ケアサービスセンター
ここのちの郷	ケアセンターささゆり	日和の里
滋賀病院附属介護老人保健施設	長浜メディケアセンター	虹水苑
草津ケアセンター	ケアセンター志賀	リスタあすなろ
チェルシー	寿々はうす	ケアタウン南草津
アロフェンテ彦根	ケアポート栗東	石部ケアセンター
野洲すみれ苑	グリーンテラス	スキナヴィラ甲賀
ヴォーリズ老健センター	ウェル青葉	琵琶
ケアセンターこうせい	ケアセンター蒲生野	エスペラル近江八幡
坂田メディケアセンター	リハビリセンターあゆみ	スキナヴィラ水口
パストラルとよさと	ケアセンターいぶき	湖北やすらぎの里
陽光の里		

<診療所>

滋賀県内の診療所(〇〇クリニック、△△医院 等)

<訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所>

滋賀県内の訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所

【留意事項】

○上の一覧表は、調査時点の病院の病床数をもとに作成しています。

○免除対象施設であるかどうかは、就業した時点の状況に基づいて判断します。

よくある質問

修学資金制度概要

制度概要

Q1 修学資金は、滋賀県内に住んでいなくても申請することはできますか。

A1 住所が滋賀県内でなくても、申請することができます。
ただし、学校養成所卒業後に滋賀県内の免除対象施設にて就業する必要があります。

Q2 貸与を受けるために、学校の成績は関係ありますか。

A2 学校の成績等にかかわらず、修学資金は借りることができます。

Q3 県外の学校養成所に通う予定ですが、修学資金を借りることはできますか。

A3 学校養成所は県内外にかかわらず、修学資金を借りることができます。

Q4 すでに免除対象施設外の病院の奨学金を借りることが決まっていますが、修学資金を借りることができますか。

A4 学校養成所卒業後に免除対象施設外に就業することが決まっている場合またはその可能性が高い場合は、修学資金を借りることはできません。
※他の病院奨学金と同時に借りることは可能です。

Q5 修学資金と同時に滋賀県が実施している授業料資金、看護地域枠の奨学金を借りることはできますか。

A5 滋賀県が実施している看護学生向けの奨学金制度と重複して借りることはできません。過去に修学資金、授業料資金、看護地域枠等を借りている場合も同様です。ただし、過去に准看護師課程で修学資金の貸与を受けていた方は、新たに修学資金の貸与を受けることができます。

Q6 昨年入学して今2年生ですが、修学資金を借りることはできますか。

A6 2年生の方でも、3年生の方でも、看護職員を養成する学校養成所に在学中の方は、修学資金を借りることができます。

Q7 昨年貸与申請をしたが、将来的に県外の医療機関で働くことも検討したいと思い、修学資金を借りるのをやめたいと思いますが、いいでしょうか。

A7 原則、修学資金を一度でも借りた場合は、在学中借りることとなります。(正規の修業年限の範囲内に限る)修学資金を借りるのを辞めたい場合は、貸与辞退となり、以降修学資金を借りることはできず、卒業後に返還することとなります。

Q8 3年制の養成施設で、留年して、合計4年、学校に在籍することとなりますが、修学資金を4年分借りることができますか。

A8 修学資金を借りることができるのは、正規の就業年限の範囲内です。そのため、3年制の養成施設であれば、合計3年分を限度に修学資金を借りることができます。

Q9 修学資金を借りた場合に、利子をつきますか。

A9 修学資金は無利子です。
返還が必要となったときには、貸与を受けた金額を返還する必要があります。(一部免除の事由に該当する場合は、免除後の金額)
ただし、返還納期限を超過して返還した場合には、延滞金が別途発生し、納付する必要があります。

Q10 修学資金のお金はどのようにして県から支払われますか。

A10 修学資金は、県が指定した日に1年分をまとめて、金融機関口座に振り込みます。

Q11 修学資金の申請には、必ず連帯保証人が2名必要ですか。

A11 連帯保証人は必ず2名必要です。
連帯保証人となる方は、P3に記載の条件を満たしている必要がありますので、注意してください。

Q12 同居の両親それぞれに収入があるので、連帯保証人2名を両親にしてもいいですか？

A12 連帯保証人2名の住所は必ず別住所である必要があります。ただし連帯保証人のうち1名が本人と同住所であるのは構いません。

Q13 連帯保証人2名が、住所表記は同じですが、住民票上は別世帯ならいいですか？

A13 連帯保証人2名は、住民票上の世帯が分かれていても、住所表記が同じなら、同住所となります。

Q14 1年生の時に申請した際は、連帯保証人に父と叔父を立てましたが、2年生の今年は叔父ではなく姉を立ててもいいですか？

A14 修学資金の連帯保証人は2名です。原則新規申請時の連帯保証人が、修学資金の債務が残っている間、連帯して債務を負うこととなります。継続申請時に以前の連帯保証人から別の連帯保証人に変えたい場合は、新規申請時からの連帯保証人を変更することになり、連帯保証人変更届の提出が必要となります。

Q15 貸与辞退により貸与契約解除となり、引き続き看護学校養成所に在学し、免除対象施設に就業することとなった場合は、その後一定期間就業すれば、返還免除を受けることはできますか。

A15 一度貸与契約が解除されてしまった場合には、修学資金の返還を免除することができません。

学校養成所に在学している間の手続き

事前エントリー・貸与申請

Q1 事前エントリーの開始時期は、毎年いつ頃ですか。

A1 新たに貸与を受ける方は、毎年4月以降、継続貸与申請される方は、毎年4月前後に学校養成所を経由して、募集案内をします。
※年度によって、ご案内する時期に変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

Q2 4年制大学(看護師課程)で看護師と一緒に保健師(助産師)もとれるのですが、看護師課程の申請でいいのですか？

A2 申請書の、課程の欄には看護師課程と記入してください。

Q3 貸与申請書の本人記入欄に押印する印鑑はなんでもいいですか。

A3 修学生本人の分は、シャチハタ製の印鑑以外であれば、認印でも構いません。ただし、連帯保証人2名が押印する印鑑は必ず実印である必要があります。

Q4 必要書類の住民票記載事項証明書は、住民票ではいけませんか。

A4 住民票ではなく、住民票記載事項証明書を提出ください。

Q5 必要書類の在学証明書は、継続貸与申請の場合、前年度のものでもよいですか。

A5 継続貸与申請の場合でも、必ず貸与申請する年度に発行されたものを提出してください。

貸与審査・貸与決定

Q1 申請内容の確認とは、具体的に何をしますか。

A1 修学生の皆様から提出された書類の確認作業を実施します。確認するなかで、不備がありましたら、県から連絡します。

借用証書

Q1 借用証書や誓約書に押印する印鑑はなんでもいいですか。

A1 貸与申請書と同様、修学生本人分は、シャチハタ製以外であれば、認印でも構いません。ただし、連帯保証人2名については、必ず実印を押印する必要があります。

Q2 借用証書の連帯保証人欄について、連帯保証人に連絡し、印鑑登録証明書は郵送で送ってもらい、了承も得ているので、代筆して提出してもいいですか。

A2 借用証書は代筆厳禁です。必ず、本人ならびに連帯保証人欄はそれぞれの自著＋押印が必要です。
代筆と思われるものについては、返送し修正対応してもらいます。

留意事項

Q1 修学資金を昨年申請しているので、今年は手続きしなくても貸与を受けることができますか。

A1 修学資金は、継続貸与申請の場合でも、必ず毎年貸与申請の手続きを行う必要があります。

Q2 すでに貸与決定されていますが、年度途中で休学することとなりました。この場合どのような手続きが必要ですか。

A2 休学することとなった場合には、異動届を学校養成所に提出してください。
※その年度の貸与決定額を変更する可能性がありますので、ご承知おきください。

Q3 今年留年してしまいましたが、来年は修学資金の貸与を借りることはできないのでしょうか。

A3 留年した場合でも、修学資金の貸与を受けることができます。※正規の修業年限の範囲内に限ります。

Q4 下半期を休学し、今年度年額の半分の金額しか貸与を受けていないのですが、来年は年度満額分の貸与を受けることができないのでしょうか。

A4 休学等の有無にかかわらず、次年度は年額分を借りることができます。※正規の修業年限の範囲内に限ります。

Q5 修学生や連帯保証人の住所変更について、住民票上の住所は変更しないで、転居している場合どのように手続きしたらよろしいですか。

A5 住民票上の住所が変わっておらず、転居されている場合は、転居先の住所について様式等により報告してください。(住民票記載事項証明書の提出は不要です)

学校養成所を卒業した後の手続き

学校養成所を卒業した後の手続き

Q1 学校養成所を卒業する年度の国家試験に不合格となってしまいました、この場合はただちに返還となるのでしょうか。

A1 卒業する年度の国家試験に不合格となった場合は、修学資金を返還することとなります。返還計画書ほか必要書類を提出してください。

Q2 学校養成所卒業後に、免許証または登録済み証明書の写しを提出する場合、看護師課程で修学資金を借りていた場合でも、同時期に受験した准看護師免許や助産師免許でもよいでしょうか。

A2 必ず、修学資金を借りていた時の課程に対応する免許(看護師課程であれば、看護師免許、助産師課程であれば、助産師免許)を提出してください。

返還猶予を受けている間の手続き

Q1 看護師養成所を卒業した後、助産師の養成施設に進学します。手続きはどうなりますか？

A1 看護師免許証を取得の上、進学による返還猶予申請をしてください。助産師課程を卒業後、免除対象施設で看護職員として就業すれば、返還猶予を受けることができ、就業した期間が5年以上となれば返還免除(全額)となります。

Q2 県から現況報告の提出依頼がありましたが、前回報告した時から就業先が変わっていないので、報告しなくてもよいですか。

A2 就業先の変更の有無にかかわらず、報告は必要となります。

Q3 現況報告の際に、勤務先から就業証明書を取得したが、県に提出しなくてもよいですか。

A3 前回報告時から勤務先に変更がなければ、就業証明書の原本の提出は必要ありません。
ただし、しがネット受付サービスの入力を行う必要がありますので、ご注意ください。
※取得された就業証明書の原本につきましては、こちらで報告内容の確認が完了するまでは、廃棄せずに保管しておいてください。

Q4 前回の現況報告から勤務先を変更しているのですが、別途手続きが必要ですか。

A4 前回報告時から勤務先を変更している場合は、前の勤務先の就業証明書の原本を県に提出する必要があります。
変更後勤務先の就業証明書の原本の提出は不要です。

Q5 免除対象施設に在籍している間に、産育休を取得する予定ですが、この場合なにか手続きが必要ですか。

A5 免除対象施設に籍を置かれている場合、産育休の取得にあたって手続きを行う必要はありません。(県が定期的に依頼する現況報告にて在籍状況を確認できるためです。)

Q6 出産・育児を理由に免除対象施設を退職することとなりましたが、この場合は返還猶予事由に該当しますか。

A6 免除対象施設を退職された場合は、出産・育児などの理由によらず、返還事由に該当し、修学資金の返還が必要となります。

返還免除（全額免除）申請手続き

Q1 返還免除申請の際に、看護職員の免許証のコピーとありますが、学校養成所を卒業した当初に提出していますが、改めて提出が必要ですか。

A1 学校養成所を卒業した当初に、免許証ではなく登録済み証明書にて提出されている方もいるため、免除申請時に改めて提出することとしています。

Q2 返還免除の条件に「引き続き」とありますが、免除対象施設を退職し、次の免除対象施設に就業する場合に、1日でも空いていたら免除を受けることができないのですか。

A2 返還免除条件にかかる期間の計算は「月単位」で行っていますので、1日空いた場合にただちに免除を受けることができなくなるわけではありません。

Q3 免除対象施設に在籍している間に、産育休を取得している期間がありますが、その期間も含めて免除対象施設に5年間在籍していれば、返還免除となりますか。

A3 就業を理由とした返還猶予以外は、返還免除条件の期間に算入されません。そのため、産育休を取得した期間を除いた就業期間が5年間とならない限り返還免除となりません。

Q4 提出書類に就業証明書とありますが、写真に撮って画像データを提出するだけでよいですか。

A4 免除申請時には、必ず就業証明書の原本を提出してください。コピー等も不可です。

Q5 提出書類に看護職員の免許証のコピーとありますが、登録済み証明書の写しでもいいですか。

A5 必ず免許証のコピーを提出してください。

一部免除・一部返還申請手続き

Q1 修学資金を2年間借りていて、卒業後免除対象施設で1年11か月勤務の後退職することとなりました。この場合、勤務した分だけ修学資金の返還免除を受けることができますか。

A1 貸与を受けていた期間が2年の場合は、2年間免除対象施設に勤務しないと一部免除を受けることはできません。したがって、全額返還が必要となります。

返還手続き

Q1 修学資金の返還は、「貸与を受けた期間内」であれば、いつ返還を開始してもよろしいですか。

A1 返還の開始時期は、県から連絡します。修学資金の貸与を受けた方が、返還開始の時期を指定することは原則できません。（原則、県が返還が必要な事由を確認した翌月からとなります。）

Q2 准看護師課程で2年間貸与を受け、卒業後すぐ看護師課程に進学し、2年間貸与を受けました。看護師課程を卒業後県外に就業した場合、返還期間は4年となりますか？

A2 准看護師課程と看護師課程の修学資金の返還が同時に開始しますので、2年以内で両課程分を返還していただきます。

Q3 納入通知書を県に直接持って行って、返還することは可能ですか。

A3 県に直接お越しいただいても、返還金を納付することはできません。

Q4 納入通知書の「納付方法・納付場所」に指定されているところ以外で、返還金を納付することはできませんか。

A4 納付することができる場所もありますが、別途手数料が発生する可能性があります。

Q5 納付書で修学資金を返還する場合、コンビニでも支払いできますか。

A5 金融機関をはじめ、コンビニやスマホアプリでも納付することができます。ただし、1回当たりの返還金額が30万円を超える場合や納期限を超過して納付する場合、延滞金を納付する場合は、金融機関でしか納付できません。

Q6	口座引き落としは必ず毎月末日に行われますか。
A6	原則毎月末日に返還金を口座引き落としで納付することとなります。ただし、月末日が金融機関の休業日の場合は、その前営業日に口座引き落とししますので、ご注意ください。
Q7	金融機関に口座振替依頼書を提出すれば、ただちに口座引き落としは開始されますか。
A7	口座引き落としは金融機関にて口座振替依頼書を提出された後、ただちに開始することはできません。 金融機関にて手続きが完了した後に、県にて口座引き落としにかかる登録処理まで実施完了して、口座引き落とし開始となります。 口座振替依頼書の提出からおおよそ1～2か月程度かかります。
Q8	口座引き落としが開始されるまでの間の返還はどのように進めたらよいですか。
A8	口座引き落としが開始されるまでは、県から納入通知書を送付しますので、そちらで納付を進めてください。
Q9	うっかりして、口座引き落とし日に口座にお金を入れるのを忘れていて、引き落としができませんでした。この場合、どのように返還すればよいですか。
A9	口座引き落としができなかった分の返還金については、県から納入通知書を送付しますので、そちらを使用し納付してください。 ※再度、口座引き落としは実施しません。
Q10	納期限を超過した場合の延滞金について、閏年の場合、計算方法は変わりますか。
A10	閏年の場合でも、365日当たりの割合で計算します。詳しくはP22をご確認ください。
Q11	納期限を超過した場合は、必ず延滞金を支払わなければいけませんか。
A11	原則、延滞金は納付する必要がありますが、延滞金額が100円未満となる場合は、延滞金を請求しません。

免除対象施設

Q1 現在、滋賀県内の病院に就業していますが、就業途中で病床数の変更があり、200床以上となってしまいました。この場合、免除対象施設外に就業していることとなり、返還猶予事由に該当しないこととなりますか。場合によっては、返還が必要となりますか。

A1 免除対象施設かどうかは、就業を開始した時点を基準とします。そのため、就業を開始した時点で免除対象施設であった場合は、当該施設に勤務している期間は返還猶予を受けることが可能です。返還の必要はありません。

Q2 現在、免除対象施設に就業していますが、人事異動により県外にある関連施設にて業務に従事することとなりましたが、この場合は返還猶予事由に該当しないこととなりますか。

A2 人事異動などの理由によらず、県外の施設にて業務に従事することとなった場合は、返還猶予事由に該当しないこととなります。

Q3 就業先は、自分で選択することができますか。

A3 県は就業先を指定しません。ご自身の希望により選択することができます。
就業先を決める際、候補となる就業先が免除対象施設に該当するかどうかを確認したい場合は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお問い合わせください。

その他

Q1 修学資金の貸与にかかる手続き以外で、連帯保証人に対して連絡することはありますか。

A1 修学資金の手続きに関しては、基本的には本人に対し連絡しますが、連絡に応じていただけないなどの事由が生じた場合には、連帯保証人様あてにご連絡します。
また、貸与決定額が変更した場合や貸与契約が解除された場合など、一定の事由が生じた場合には、その旨を連帯保証人へ通知します。